

第 2 章 事業の実施計画の概要

1. 事業の実施方法

(1) 全体の計画

このモデル事業における訪問理美容の実施については、(財)全国環境衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)が(財)愛知県環境衛生営業指導センター及び(財)岡山県環境衛生営業指導センター(以下「県センター」という。)にそれぞれ委託して行うこととし、事業は次のような計画で実施した。

- ① 全国センターは、(福)全国社会福祉協議会、全国理容環境衛生同業組合連合会、全日本美容業環境衛生同業組合連合会、有識者等を構成員とする「訪問理美容福祉モデル事業企画委員会」を設置し、事業内容の設計、進め方、実施手順等にかかる次の事業を行う。
 - ア. モデル事業全体の構想、関係部署との連絡等
 - イ. 県レベルの事業実施の支援等
 - ウ. 県レベルの事業実施後の評価分析の取りまとめ、最終報告書の作成等
- ② 県センターは、関係行政機関、県社会福祉協議会、県理容環境衛生同業組合、県美容業環境衛生同業組合、有識者等を構成員とする「訪問理美容福祉モデル事業実施委員会」を設置し、次の事業を行う。
 - ア. 県理容業、美容業環境衛生同業組合の協力を得て、訪問理容、美容福祉事業実施チームを組織し、福祉施設及び在宅の要介護高齢者を訪問のうえ理美容サービスを行う。
 - イ. 訪問理美容福祉事業を円滑に実施するため、実施に先立ってスケジュール、実施体制等管理面のほか、サービス内容等についても検討する。
 - ウ. 事業実施チームに対しては、要介護高齢者に対する理美容サービスを適切に行うための施術、介護等の基本にかかる事前の講習会を実施する。
 - エ. モデル事業の実施結果等を通じて、運営上の問題点、コスト面の分析、サービス面の問題点等について評価検討のうえ、報告書をもって「訪問理美容福祉モデル事業企画委員会」に報告する。
 - オ. 訪問理美容サービスをするにあたっては、次のとおり料金を徴収する。

理容サービス(総合調髪)

1人 1回 2,000円(ネイルケアを含む)
(ただし、上記以外の場合は1,000円)

美容サービス(総合パーマネント・ウェーブ)

1人 1回 4,000円(ネイルケアを含む)
(ただし、上記以外の場合は2,000円)

(2) 愛知県の実施方法

愛知県訪問理美容福祉モデル事業実施委員会に、本事業を具体的に実施するための「連絡事務調整局」を設け、次にとおり実施した。

- ア. 実施地域は、名古屋市を除く愛知県下と名古屋市に区分した。
- イ. 施設については、愛知県及び名古屋市社会福祉協議会を通じて施設の選定を依頼し、在宅の対象者については、名古屋市を除く愛知県内市町及び名古屋市各区の社会福祉協議会を通じて把握を依頼した。
- ウ. 上記計画に基づき、施設長及び在宅の対象者に対してモデル事業への協力依頼及びアンケート調査を実施した。
 - ・ 施設： 県内(名古屋市内を除く) 4 施設、名古屋市内 40 施設
 - ・ 在宅対象者： 県内(名古屋市内を除く) 5 市及び名古屋市 16 区の全員
- エ. 実施時期は、平成 12 年 1 月下旬から 3 月上旬にかけて実施した。

(3) 岡山県の実施方法

岡山県を備前・備中・美作の 3 ブロックに分け、中核市である岡山市・倉敷市(一部町を含む)・津山市の 3 市からの 8 施設と在宅者について、県福祉協議会を通じて各市福祉協議会や「ふれあい公社」に選定を依頼した。

施設入所者については、施設介護担当者の協力のもとに、比較的円滑に実施できたが、在宅者については、実施時期が 12 月下旬から 2 月と比較的短期間であり、特に年末年始、また寒い時期と重なったことから実施に予想以上に手間取った。

2. 事前講習の方法及び講習内容

- ①講習対象者 : 理容師、美容師
- ②講習担当者 : 看護婦・保健婦、理学療法士、タカラベルモント(株)インストラクター
- ③講習内容 : ア 高齢者の機能の特徴と理美容サービスの役割
(別紙) イ 高齢者・障害者に起こりうる事故の予防
ウ 安全で適切な理美容サービスを行うための方法

3. 対象者の属性

(単位:人)

区 分		男 性	女 性	計
愛知県	施 設	33(34.4)	63(65.6)	96(100.0)
	在 宅	32(44.4)	40(55.6)	72(100.0)
	計	65(38.7)	103(61.3)	168(100.0)
岡山県	施 設	37(25.7)	107(74.3)	144(100.0)
	在 宅	27(40.9)	39(59.1)	66(100.0)
	計	64(30.5)	146(69.5)	210(100.0)
合 計	施 設	70(29.2)	170(70.8)	240(100.0)
	在 宅	59(42.8)	79(57.2)	138(100.0)
	計	129(34.1)	249(65.9)	378(100.0)

()内は構成比

4. 訪問チームの構成

① 施設(理容・美容)

ア. 理・美容師 2名 ウ. 施設介護者 適宜
イ. 助手 1名 エ. 対象者数 目標 10人程度

② 在宅(理容・美容)

ア. 理・美容師 1名 ウ. ホームヘルパー 1名
イ. 助手 1名 エ. 対象者数 目標 2～3名

5. サービスの内容

① 理容

ア. 総合調髪、ネイルケア イ. カット、シャンプーのみ ウ. カット、髭そり

② 美容

ア. 総合パーマメント・ウェーブ、ネイルケア イ. カット、シャンプーのみ ウ. カットのみ

6. 訪問理美容の使用機材(レンタル)等

ア. 訪問理美容洗髪器 カ. ワゴン
イ. 訪問理美容椅子 キ. ベルフットスパ
ウ. 訪問理美容ポンプ ク. ネイルケア・イントロキット
エ. ニューセンパッキ ケ. シート掛布
オ. 運搬用車台

(なお、このほか、調髪、カット、ブローの道具や整髪料、スプレー、クロス等は、理・美容師が個人的に持参)

訪問理美容福祉モデル事業事前講習カリキュラム

項目	内容
はじめに	挨拶
講義Ⅰ 「高齢者の理解と美容の役割を知る」 13:10～	1. 高齢者の身体的機能の特徴を理解する 高齢者への安全で適切な美容・理容を施すためには、老化や疾病からくる障害等の理解をふまえて行うことが基本となる <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の身体的な機能低下や、高齢者に多い疾病を理解する ● 老化が原因となって起こる疾病とその障害を理解する (骨組鬆症・脊柱管狭窄症・脳卒中等)等 2. 高齢者の身体・精神的機能の低下から来るコミュニケーション障害の特徴を理解する 高齢者への安全で適切な接遇には、身体や精神的特徴などをふまえて行うことが基本となる。その基本姿勢と、適切な対応の仕方を学ぶ <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の心理変化を理解する。 ● 高齢者とのコミュニケーション障害(機能低下・痴呆などの疾病による)を理解し、対応の基本を学ぶ 3. 高齢者と美容・理容の役割を理解する 美容・理容を施行することによって得られる効果 <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障害者の生きる意欲を促す 社会に積極的に出るという気持ちを引き出す
講義Ⅱ 「高齢者・障害者に起こりうる事故の予防」 ～14:20	1. 高齢者に起こりやすい事故の原因とその予防を理解する <ol style="list-style-type: none"> ① 無理な体位による事故と頸椎保護の姿勢について ② 転倒による骨折等の事故と予防について ③ 高齢者に多い感染症と予防について 2. チェックリストの活用法 実際に在宅訪問を行うにあたって、実施して良いか、安全である判断するために、チェックリストの内容・用い方を学ぶ
14:20～14:30	休憩
実技Ⅰ 「安全で適切な理・美容をするための方法を学ぶ」 14:30～16:50	1. 安全で適切な移動の技術 講義内容をふまえ、高齢者への安全で適切な移動移乗の技術を学ぶ <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障害者の老化現象に合わせた室内やシャンプー台・カット台への誘導と援助法(杖歩行含む)の実習 ② 車椅子利用者のシャンプー台・カット台への安全な移動、移乗のさせ方の実習 2. 安全で適切な洗髪の手技 講義内容をふまえ、高齢者への安全で適切な洗髪の手技を学ぶ <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や車椅子利用者などの身体状況に合った安全な洗髪技術の実習 3. 高齢者の手足のケア技術 高齢者の皮膚・つめの特徴と手足のケアの仕方 <ul style="list-style-type: none"> ● 足浴・手浴→ネイルケアの仕方と実習
終わりに	アンケート